

## 棚倉町農業委員会農地利用最適化推進委員の推薦・募集要項

### 1 募集人員 14人（担当区域及び募集人数は下記のとおり）

| 区域名 | 区域の範囲            | 募集人員 |
|-----|------------------|------|
| 棚倉  | 棚倉、関口、仁公儀、花園、桧木  | 2人   |
| 社川1 | 上台、板橋、玉野、一色、福井   | 1人   |
| 社川2 | 堤                | 1人   |
| 社川3 | 逆川、天王内、金沢内、小菅生   | 1人   |
| 高野東 | 瀬ヶ野、小爪、祝部内、富岡、山際 | 1人   |
| 高野西 | 福岡、強梨、大梅、漆草、戸中   | 1人   |
| 近津1 | 寺山               | 1人   |
| 近津2 | 八槻               | 2人   |
| 近津3 | 下山本、下手沢、上手沢、塚原、流 | 2人   |
| 近津4 | 北山本、中山本          | 1人   |
| 山岡  | 山田、岡田            | 1人   |

### 2 任用期間 令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間

### 3 身分 棚倉町の特別職の非常勤職員

### 4 職務内容

- (1) 担当区域における、農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進、地域計画に関する活動）の推進及びそれに伴う現地での調査、現地指導等
- (2) 担当区域内における農地の売買、賃借の許可申請においての現地確認
- (3) 担当区域の農地パトロール及び農地利用状況調査
- (4) 総会への参加（年3回程度）

### 5 報酬額 180,000円/年額

### 6 推薦を受ける方及び応募する方の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方。

ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 棚倉町に住所を有しない者。ただし、町内に住所を有しない者でも町内において農業経営を行なっている者を除く。
- (4) 棚倉町議会議員、棚倉町監査委員、棚倉町教育委員会委員、棚倉町選挙管理委員会委員及び棚倉町固定資産評価審査委員会委員である者並びに棚倉町の職員である者

- (5) 暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- (6) 県知事及び町の農業委員会より違反転用等の行政指導を受けている者

7 推薦及び応募に係る手続き等

規定の様式に必要な事項を記入の上、棚倉町農業委員会事務局（町産業振興課内）までご提出ください。なお、提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(1) 推薦及び応募様式

|                                |                                 |
|--------------------------------|---------------------------------|
| 団体が推薦する場合又は個人（3人以上の農業者）が推薦する場合 | 第1号様式（棚倉町農業委員農地利用最適化推進委員推薦届出書）  |
| 自ら応募する場合                       | 第2号様式（棚倉町農業委員会農地利用最適化推進委員応募届出書） |

(2) 様式の入手方法

棚倉町農業委員会事務局（棚倉町産業振興課内）の窓口に備えるほか、棚倉町のホームページからもダウンロードできます。

8 受付期間

令和8年2月16日（月）から令和11年3月18日（水）まで（必着）

※ 開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

9 選任方法及び結果の通知

提出された書類等をもとに、棚倉町農業委員会委員等候補者選考委員会が、被推薦者並びに応募者の評価及び選考を行い、農業委員会は、その結果をもとに農業委員会総会で決定の上、農地利用最適化推進委員を委嘱します。

結果につきましては、後日、推薦者及び応募者に文書にてお知らせします。

※ 評価及び選考方法として、書類審査のほかに面接を行う場合があります。

10 書類の提出及び問合せ先

棚倉町農業委員会事務局（産業振興課内） 電話 0247-33-7883

11 その他

(1) 農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の両方に推薦又は応募することができますが、農業委員会委員と農地利用最適化推進委員は兼任することはできません。

(2) 法令の定めにより、受付期間中の中間及び期間終了後に、棚倉町のホームページで推薦を受けた方及び応募した方に関する情報を公開します。

(3) 必要に応じて追加の提出書類を求める場合や届出書の内容確認のため、必要に応じて本人又は関係機関に対して照会を行うことがあります。